

第8節 防災資機材整備計画

関係機関	総務部総務課・契約管財課・道路河川課・生活環境課・水道部・市立病院・消防本部・農林課
------	--

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう、点検整備を推進する。

また、資機材等の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、協力体制の整備を推進しておくものとする。

第1 資機材の点検整備

1 水防・消防等の備蓄資機材

災害時に有効適切に使用できるよう常に水防、消防等の災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検を行い保管に万全を期するものとする。

本市水防資器材整備基準量

資機材	土のう	PPロープ	シート	杭	トラロープ	掛矢	スコップ	タコ	鎌
数量	1,482袋	123kg	298枚	740本	23巻	32挺	65挺	11挺	17挺

2 医療・助産及び防疫用備蓄資機材

医療消毒用等資機材については、災害に備えて整備に努める。

3 給水資機材

災害時において、被災者1人当たり1日3ℓの飲料水を確保できるよう、給水車、応急給水用資器材等について整備増強を図るものとする。

第2 調達・協力体制の確立

市は、災害時に応急活動が円滑に実施できるよう関係機関、民間団体、業者等が所有する救助用機械器具等や技術者の実態を把握しておくとともに、災害発生時にはこれらの機械器具の借上げあるいは出動要請ができるよう協力体制を確立しておくものとする。

また、医薬品、防疫用資機材、食料等についても、不足する事態に備え、関係機関、業者等からの調達体制を確立しておくものとする。

第3 自主防災組織による救出資機材の整備

自主防災組織を育成するなかで、倒壊家屋等からの負傷者の救出を図るため、自主防災組織等にジャッキ、バール、鋸、角材等の救出資機材の整備の推進を図るものとする。